

県民の皆様へ 感染対策の徹底をお願いします！

—自分自身と大切な人の命を守るために—

基本的な感染対策を徹底しましょう！



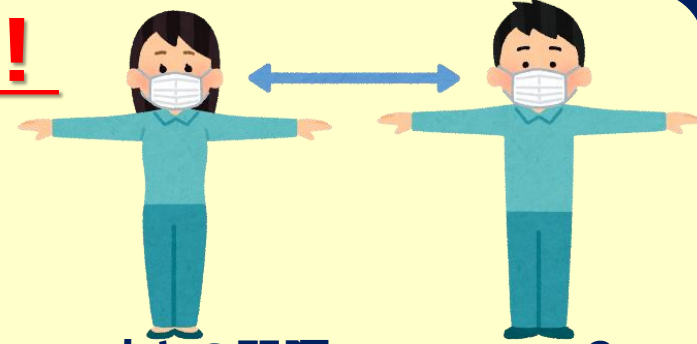
外出・会話時はマスクを正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなどこまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）取りましょう

大人数・長時間の飲食は、控えてください！



県をまたぐ 不要不急の移動は、極力控えてください！



発熱や喉の痛みなど症状がある場合は、外出を控えましょう！



テレワーク・Web会議を活用してください！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は → **受診・相談センター（24時間対応）0120-567-747**

第115回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和4年1月25日（火）19:40～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

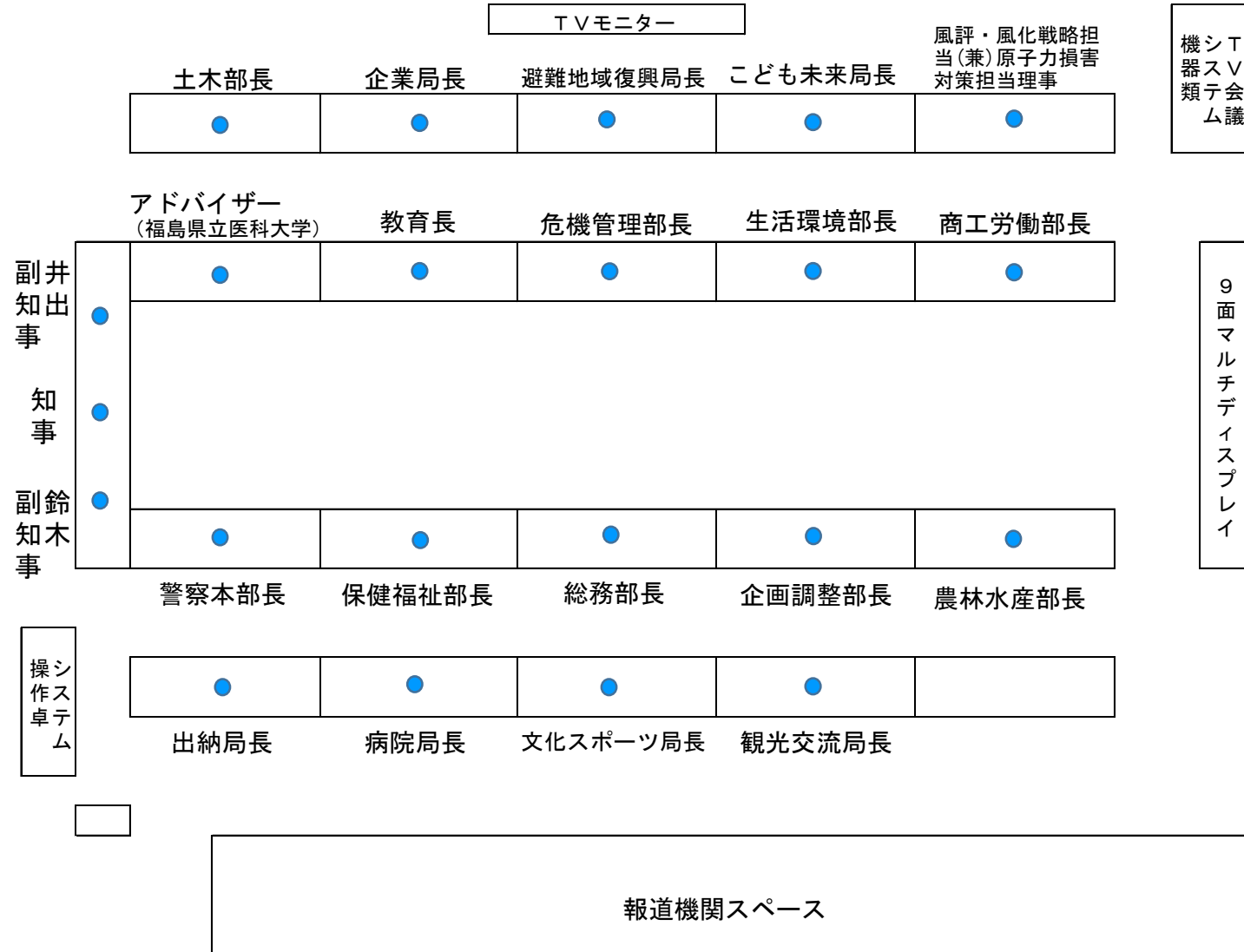
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 無料検査の期間の延長について
- (3) まん延防止等重点措置について
- (4) その他

2 資 料

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】無料検査の期間の延長について
- 【資料4】まん延防止等重点措置について
- 【資料5】基本的な感染対策の強化について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第 1 1 5 回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危 機 管 理 部	部 長	大 島 幸 一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	小 笠 原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保 健 福 祉 部	部 長	伊 藤 剛	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐 々 木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	三 浦 爾	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	有 我 兼 一	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医療対 策 班 長	金 成 由 美 子	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和4年1月24日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	10,993人
（うち死亡者数	176人）

(性別)

男性	6,075人
女性	4,918人

(年代別)

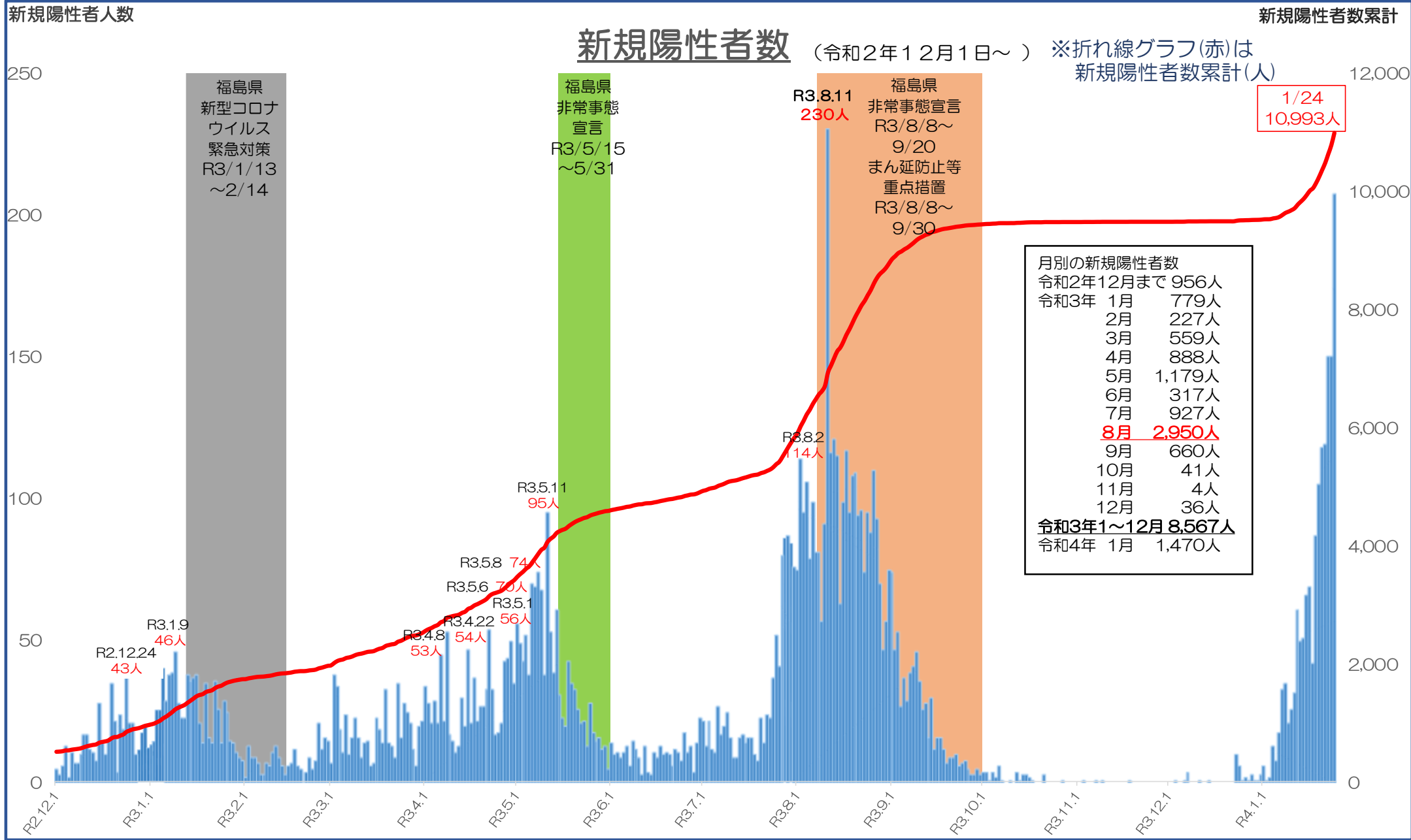
10歳未満	794人
10代	1,146人
20代	2,137人
30代	1,603人
40代	1,640人
50代	1,451人
60代	1,029人
70代	606人
80代	414人
90歳以上	164人
その他	9人

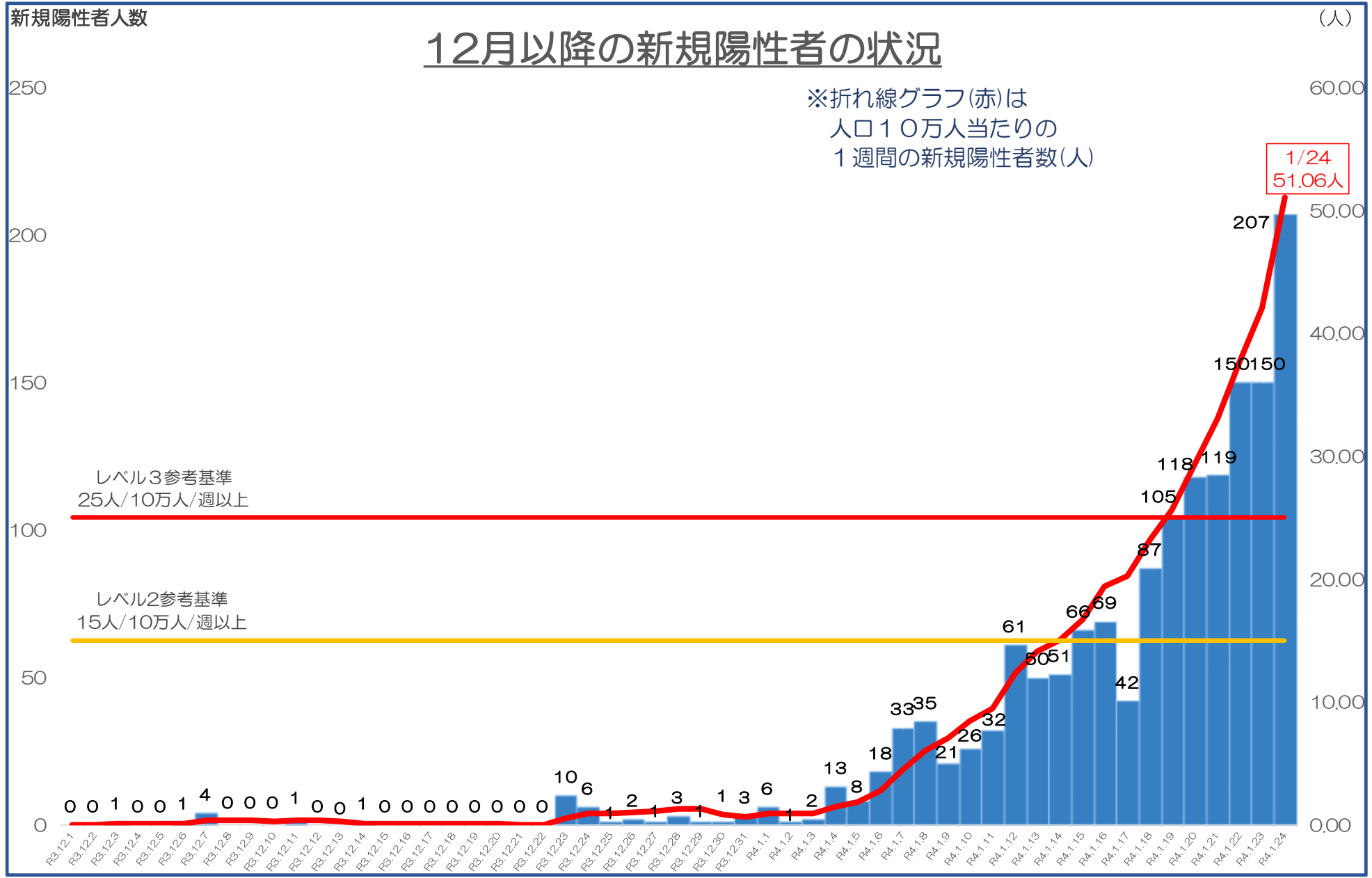
○療養者の状況

入院者数	287人
（うち重症者数	2人）
宿泊療養施設入所者数	209人
自宅療養者数	376人
療養先調整中の人数	144人
○退院・退所者等数（死亡者含む）	9,977人

【病床等の状況】

確保病床数（通常時最大）	734床
（緊急時最大）	818床
（うち重症者用病床数	47床）
病床使用率	39.1%
（うち重症者用病床使用率	4.3%）
宿泊療養確保室数（稼働室数）	809室
（確保見込み室数）	1,356室

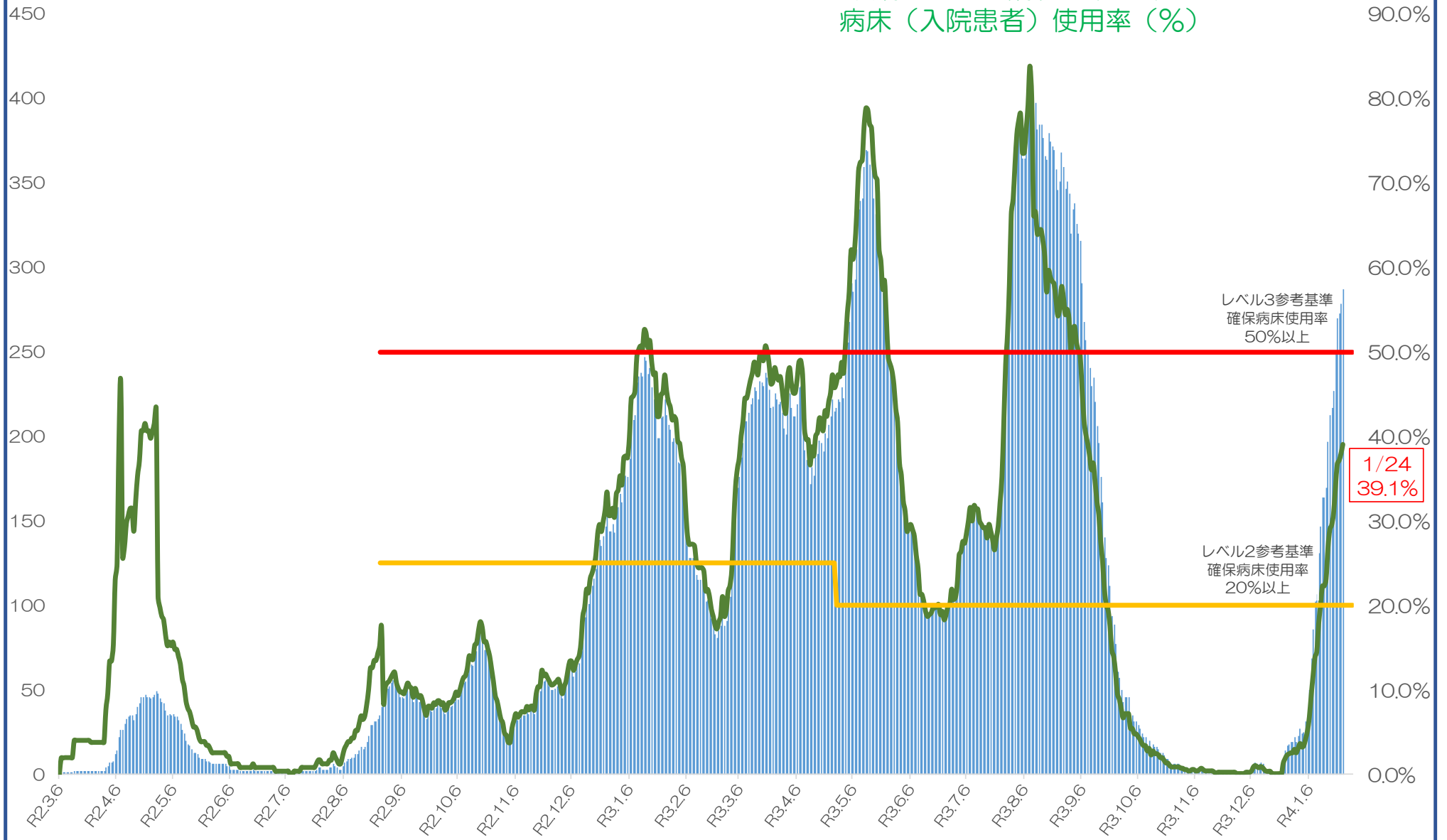




入院患者
実人数

入院患者数

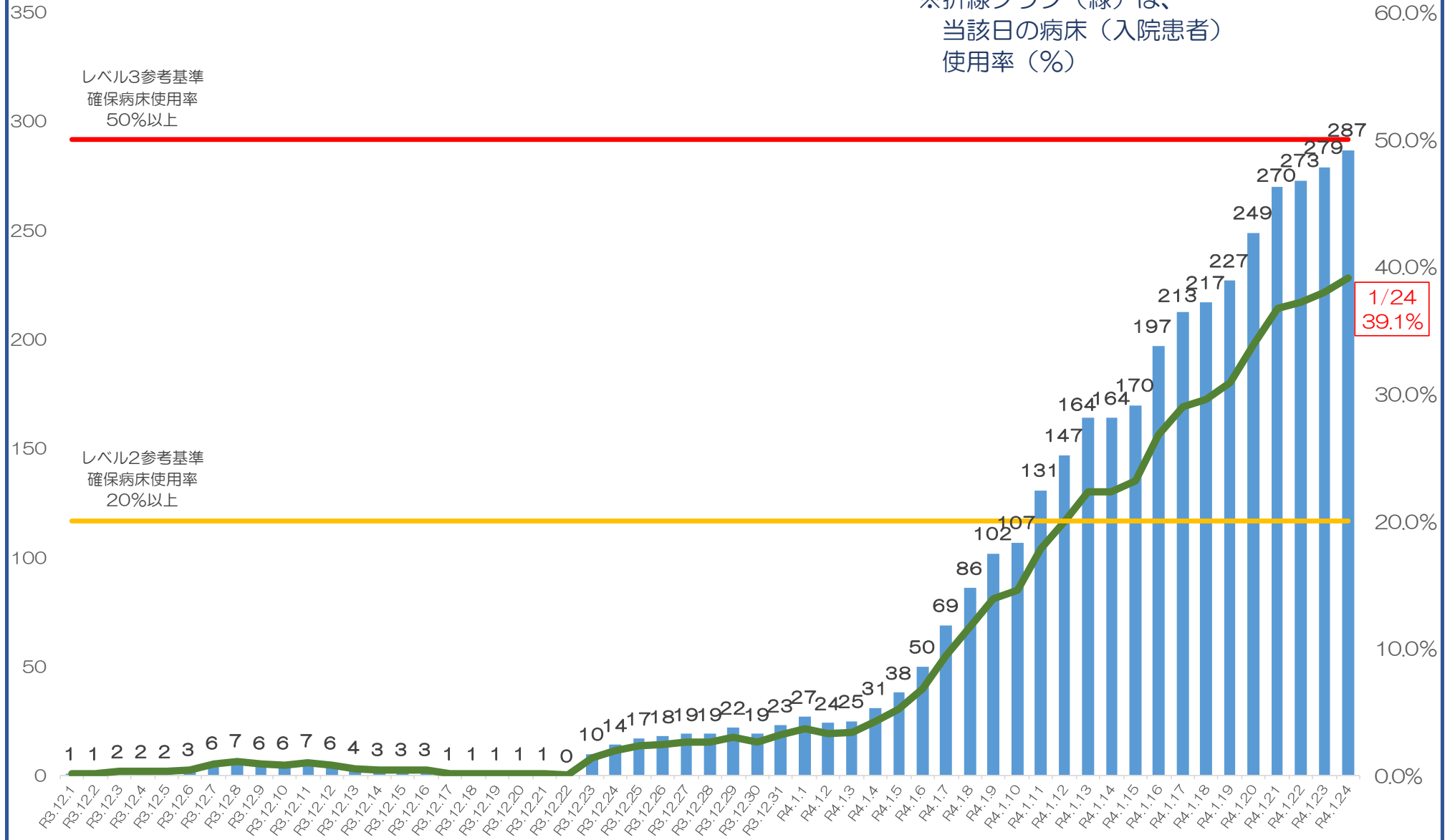
※折線グラフ（緑）は、当該日の
病床（入院患者）使用率（%）



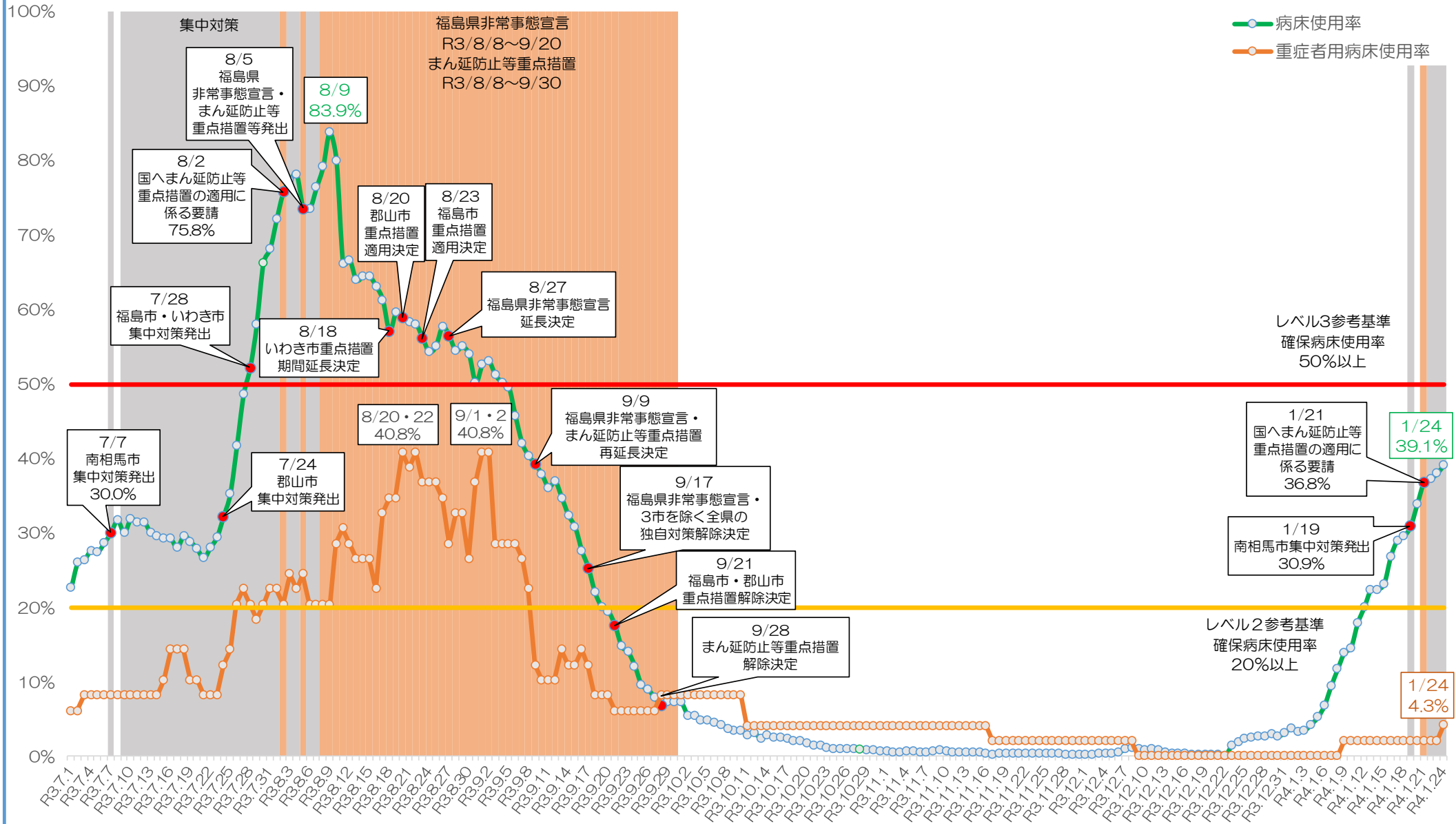
12月以降の病床使用率及び入院患者数の状況

入院患者
実人数

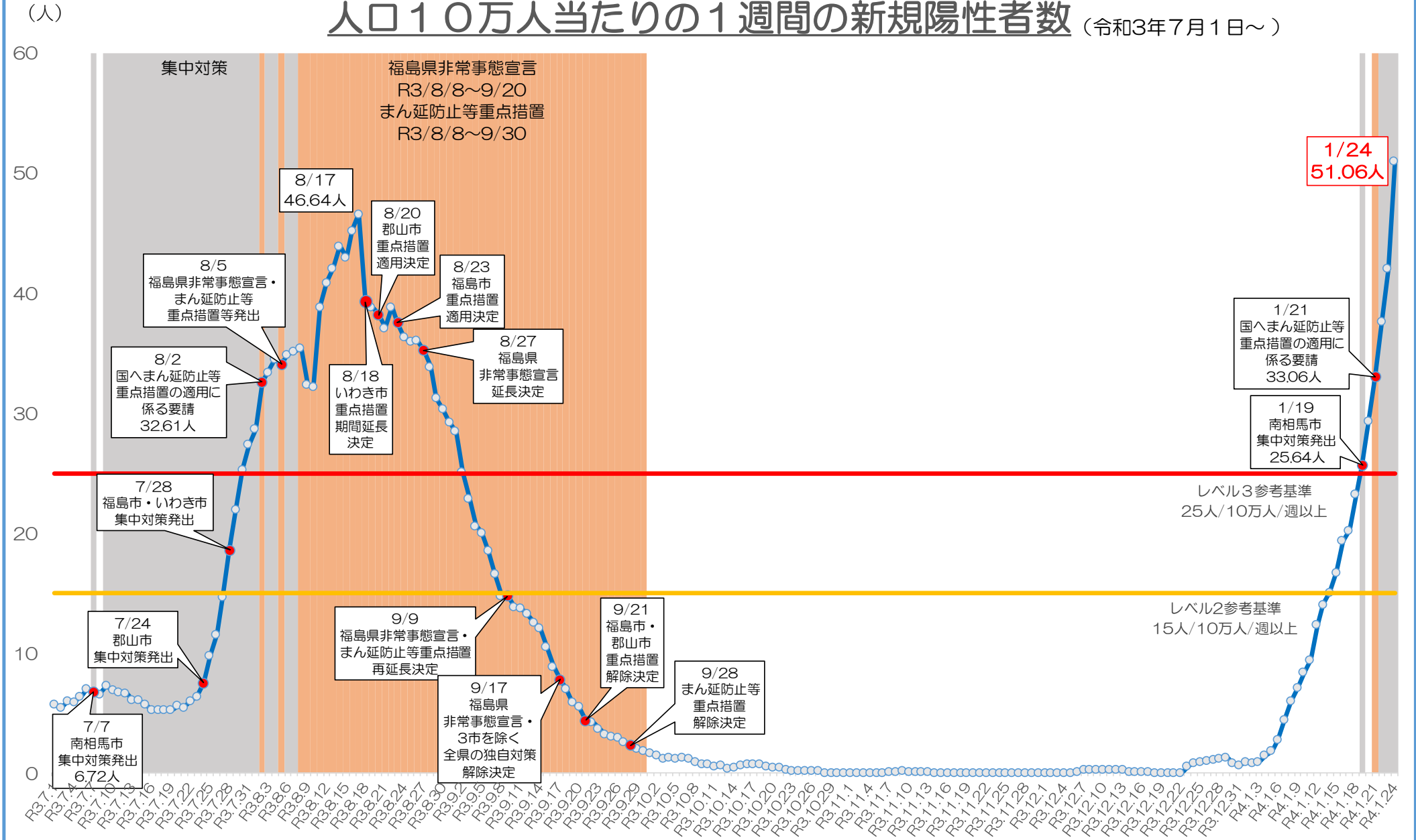
※折線グラフ（緑）は、
当該日の病床（入院患者）
使用率（%）



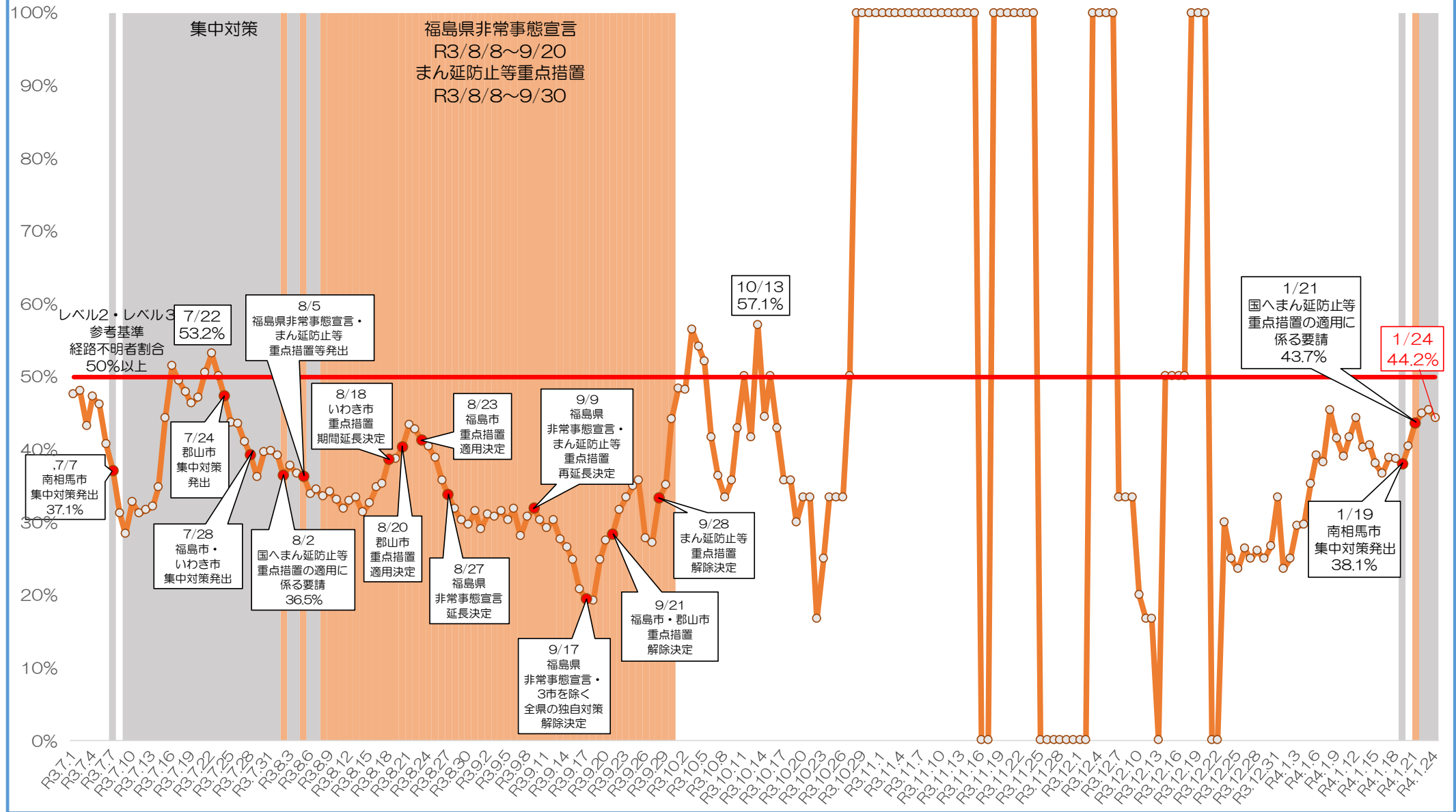
病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)

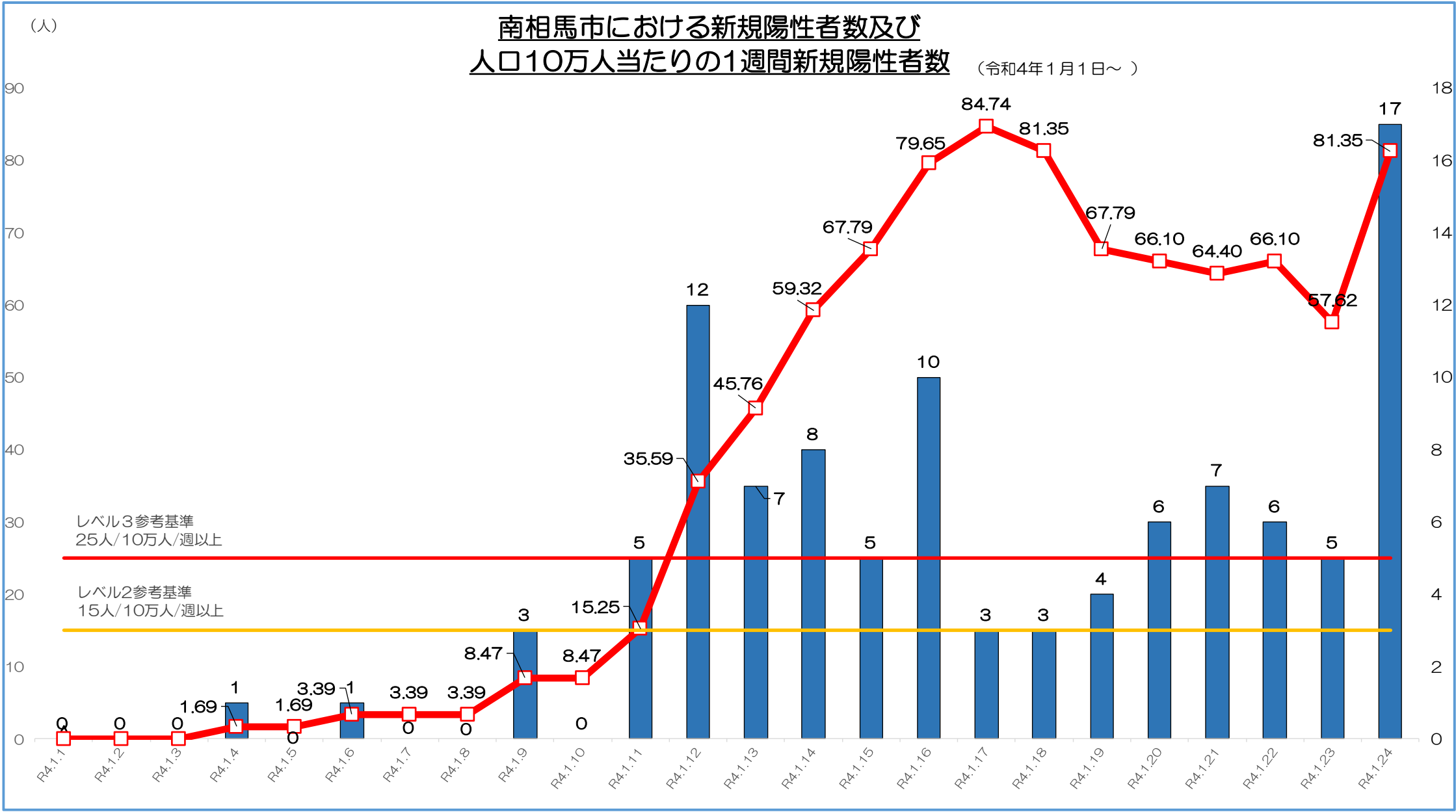


人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)

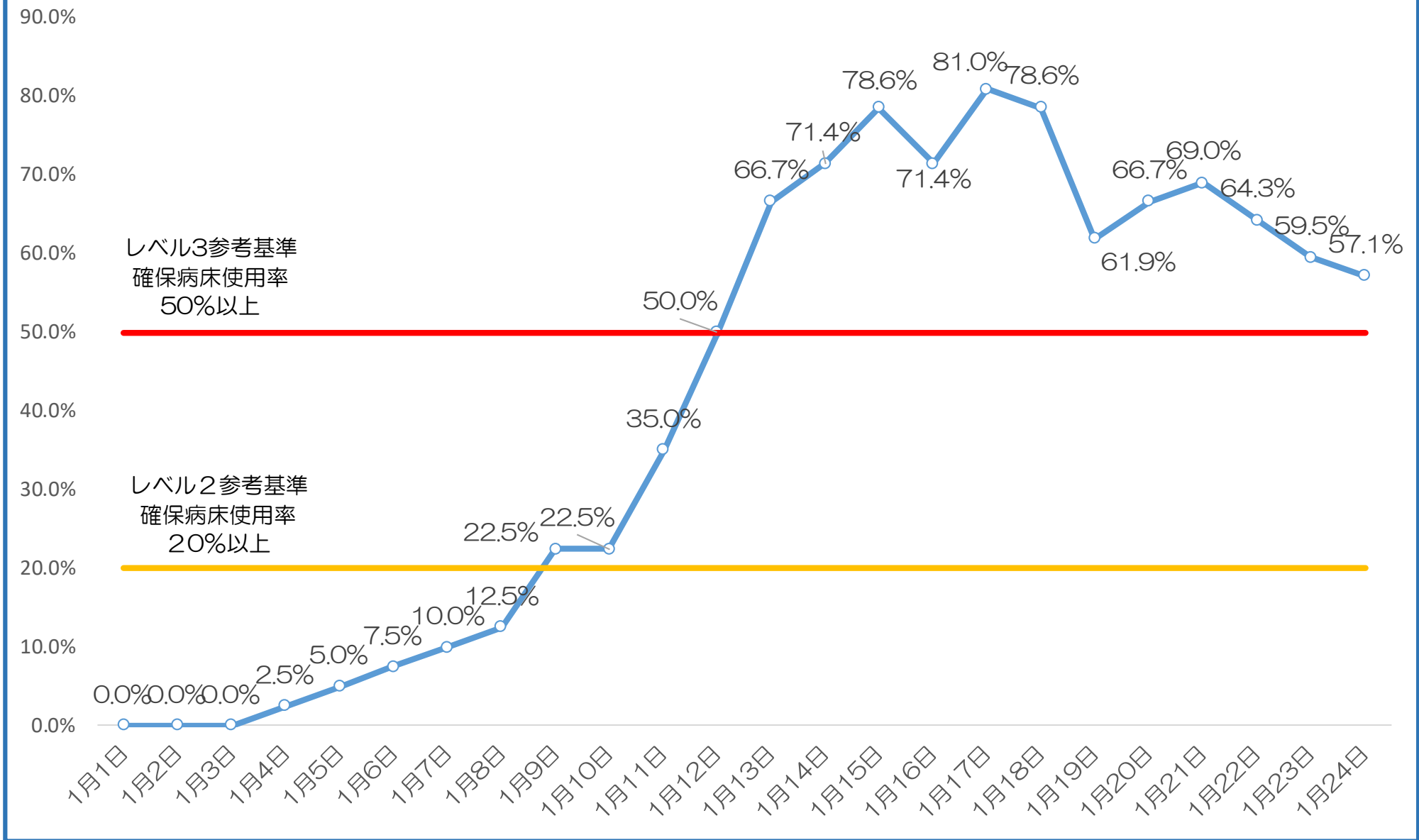


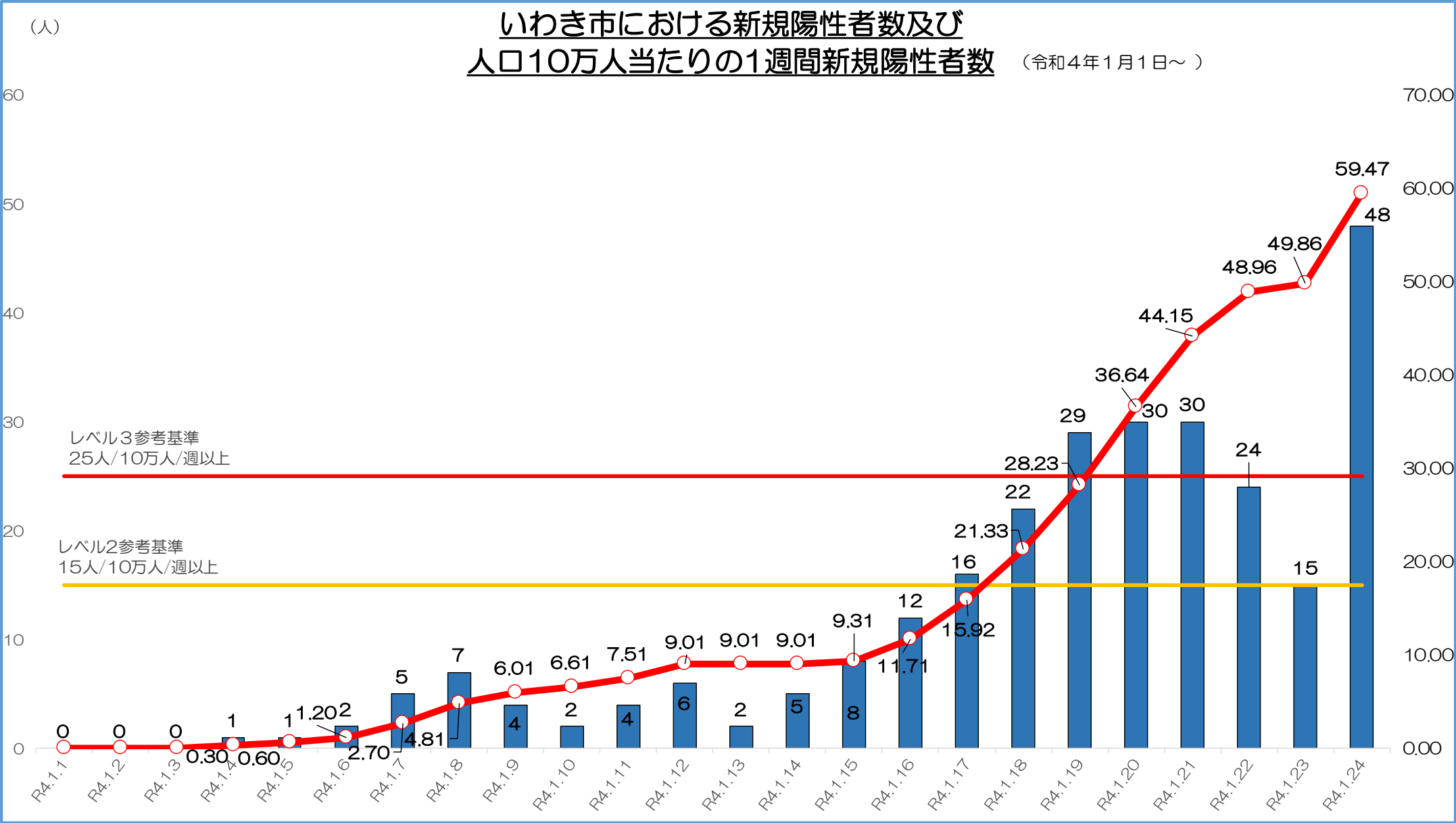
1週間当たりの感染経路不明者割合 (令和3年7月1日～)



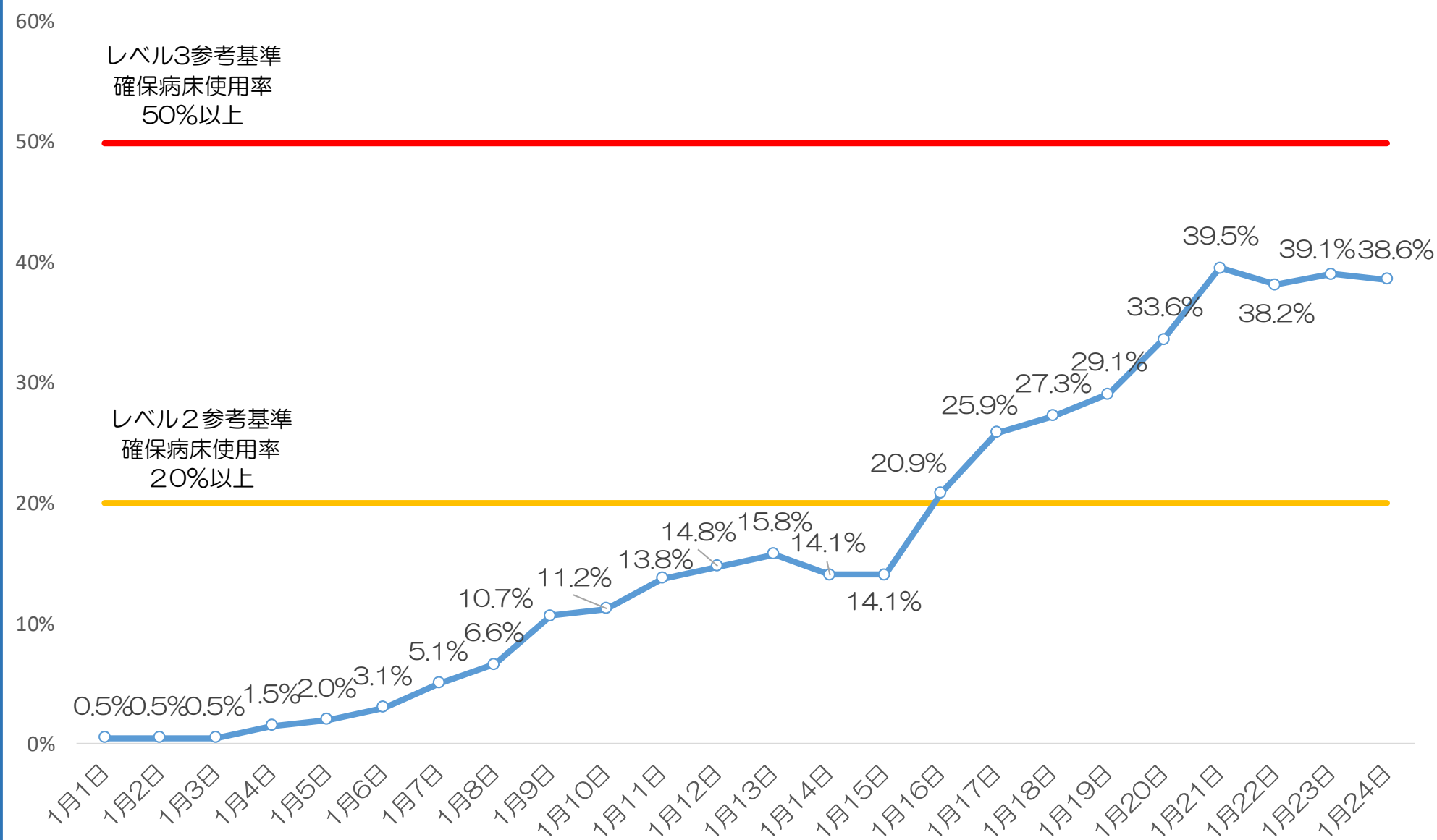


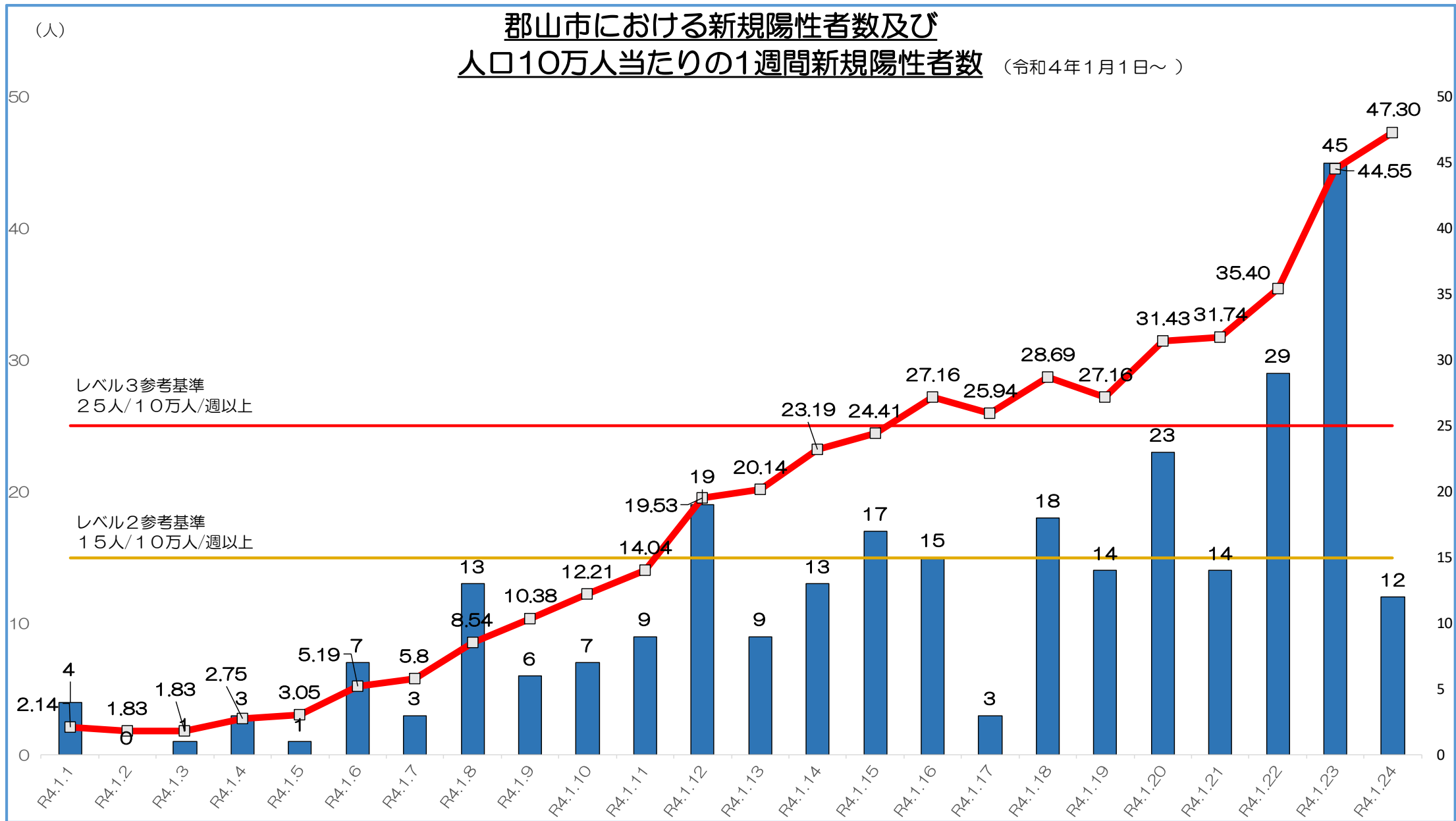
相双地区病床使用率 (令和4年1月1日～)



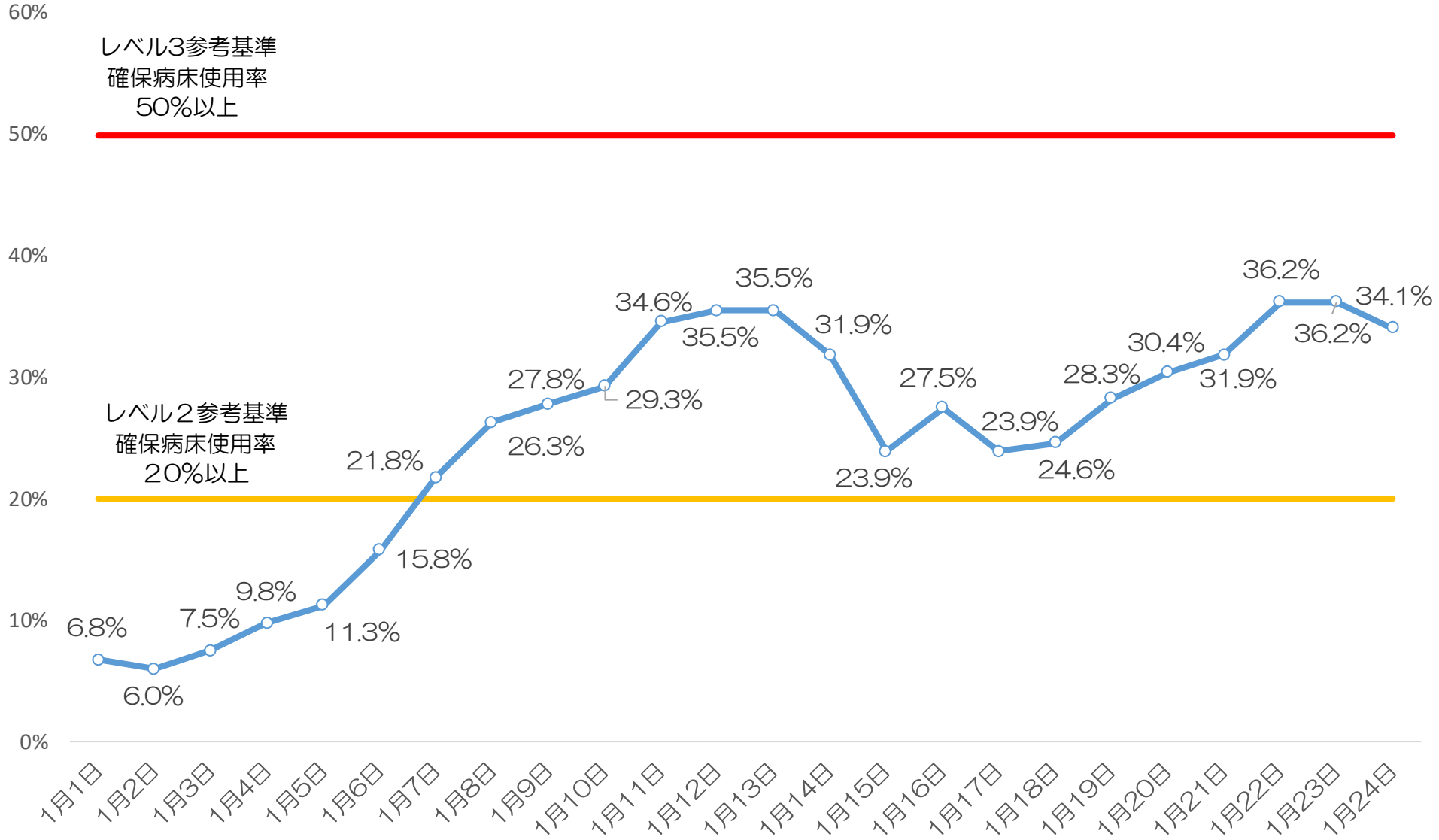


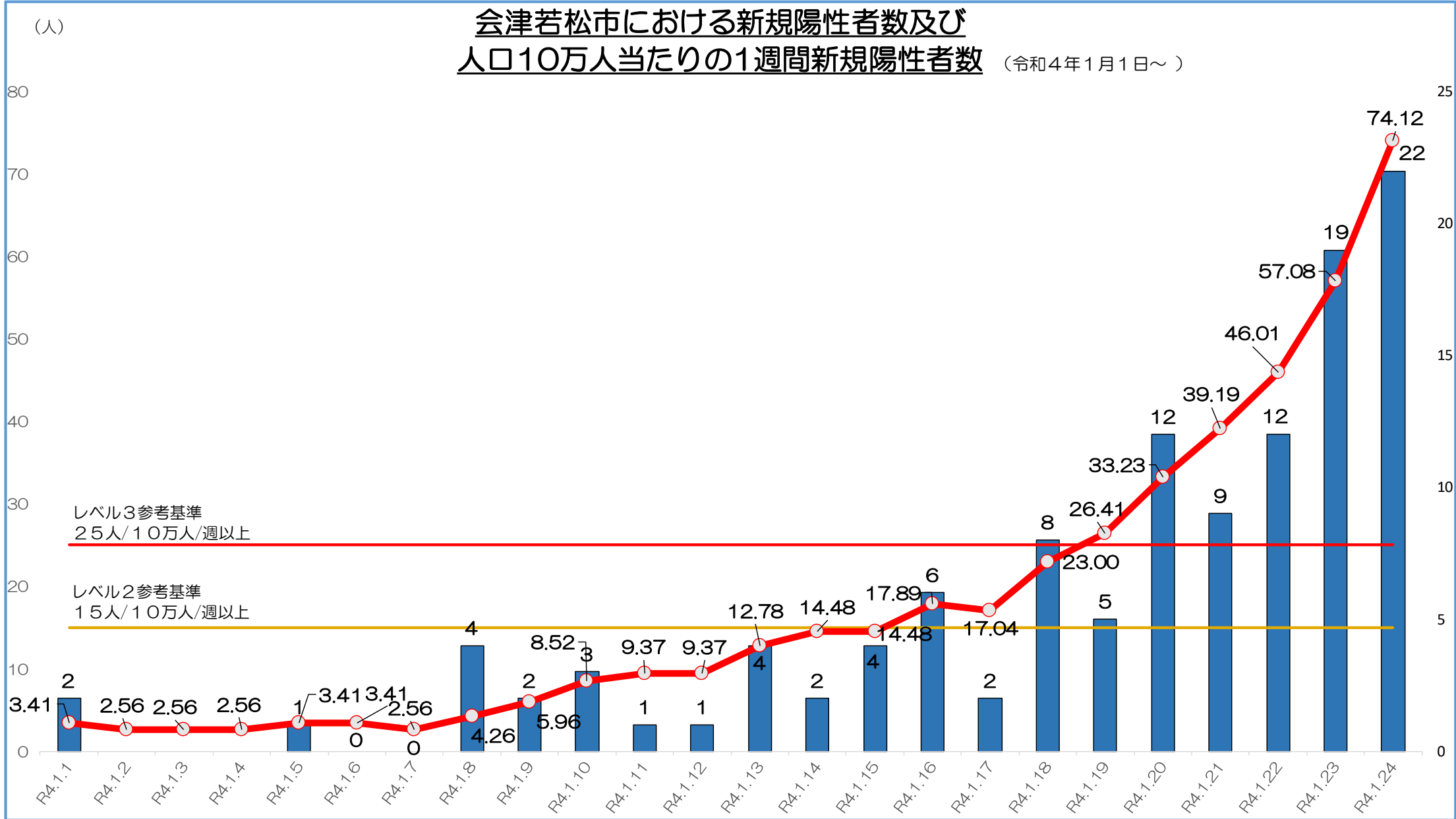
いわき地区病床使用率 (令和4年1月1日～)



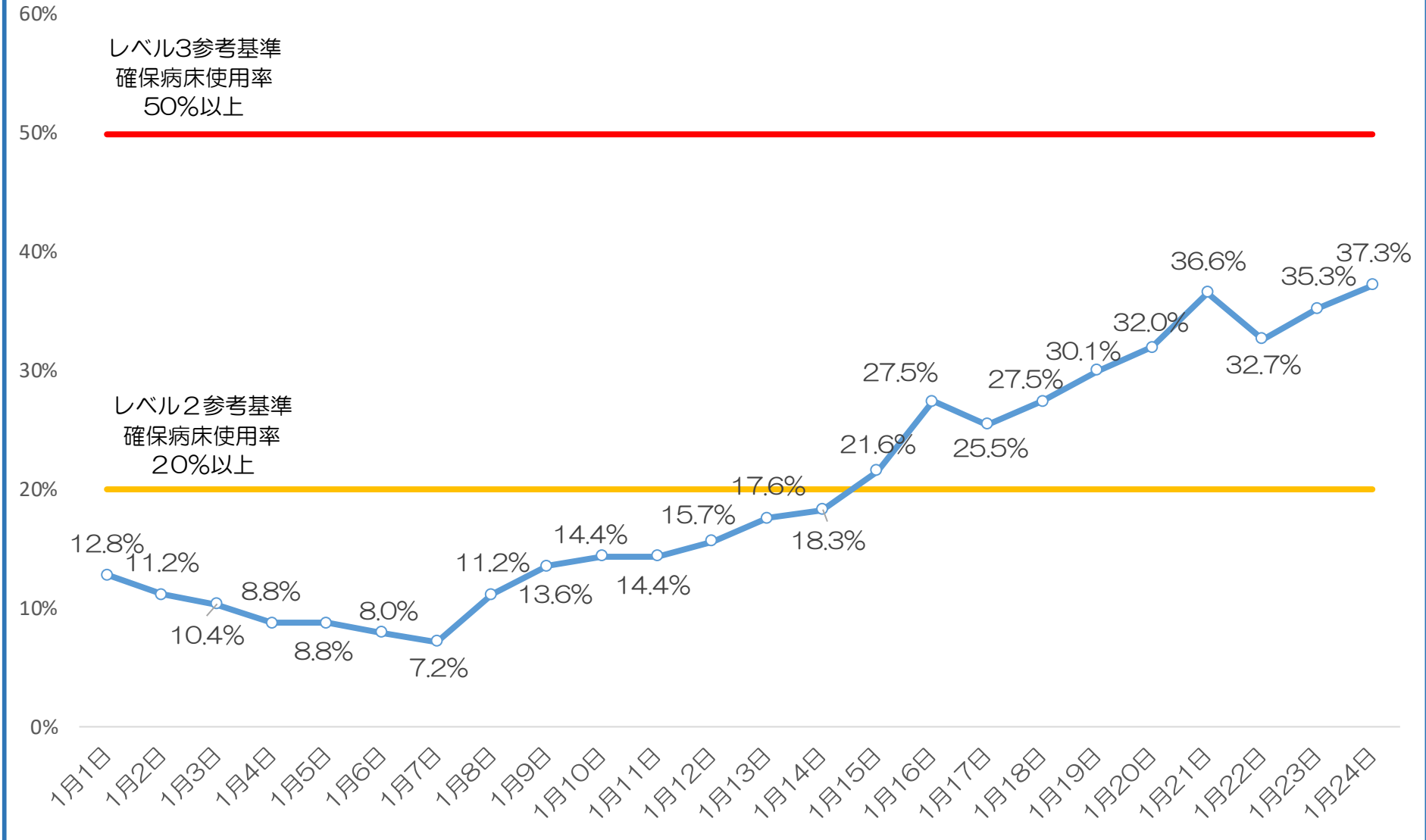


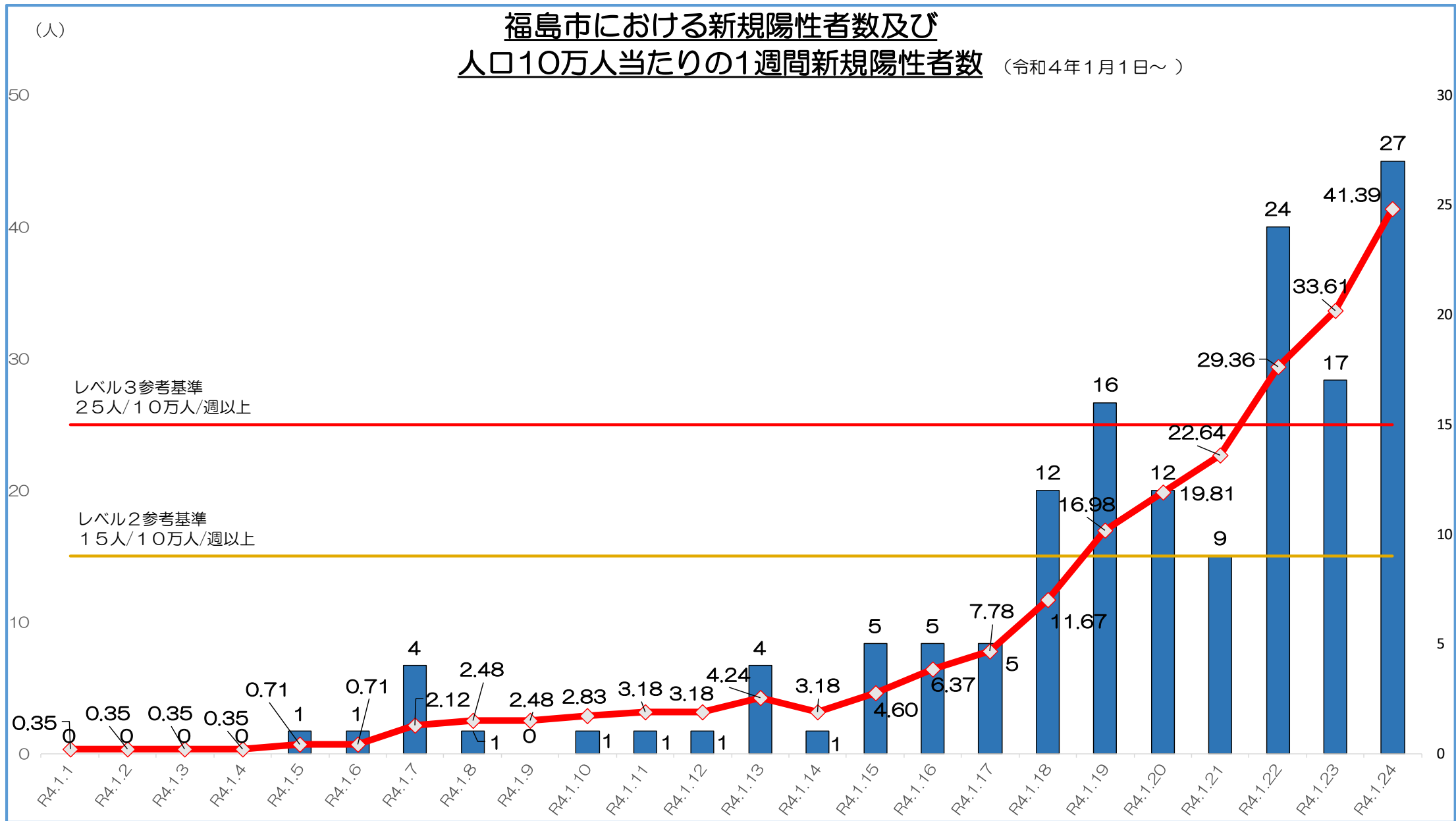
県中地区病床使用率 (令和4年1月1日～)



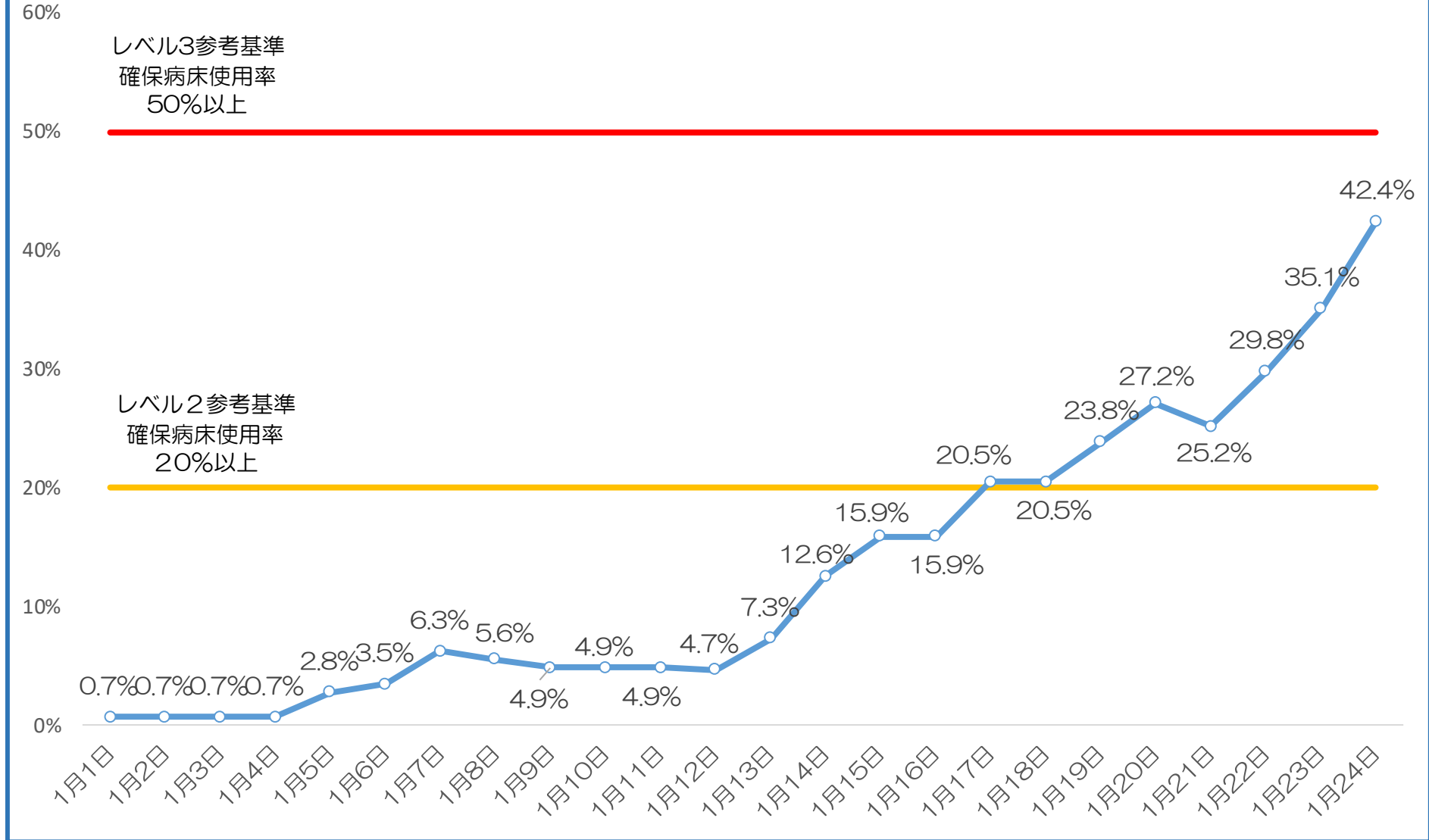


会津・南会津地区病床使用率 (令和4年1月1日～)



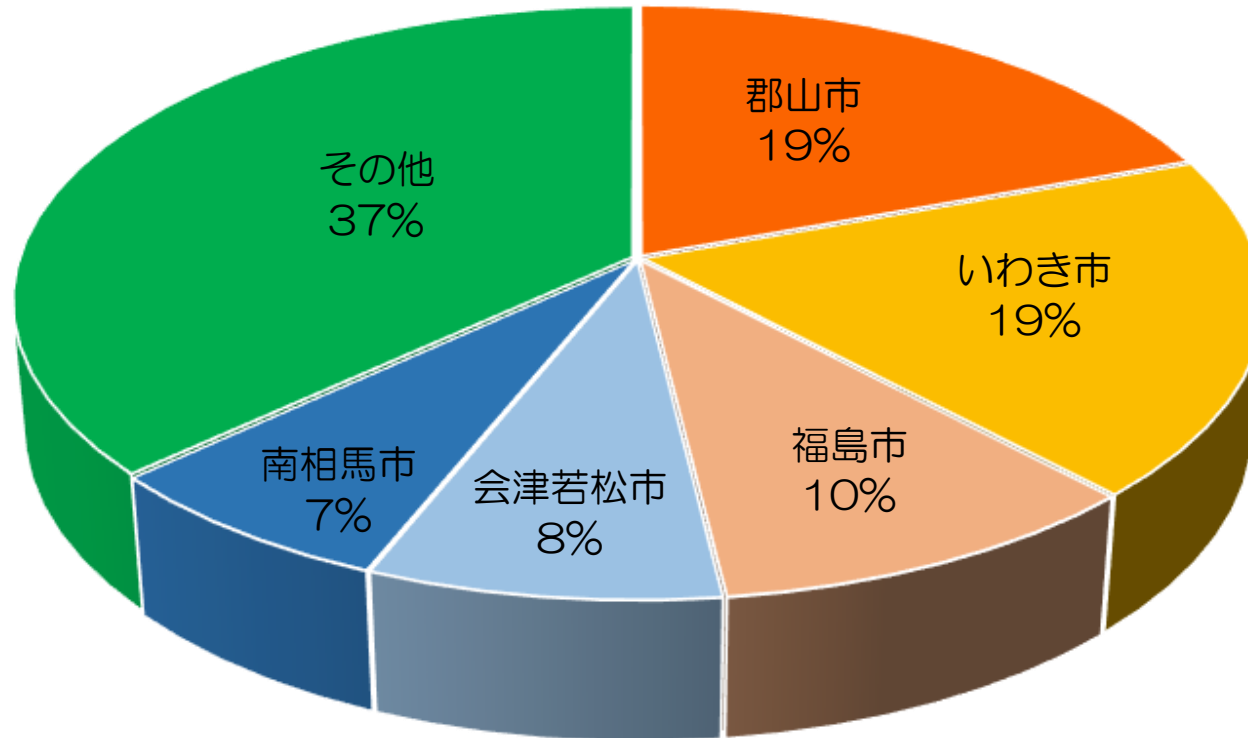


県北地区病床使用率 (令和4年1月1日～)



1月（1日～24日）の感染状況

新規陽性者の市町村別割合
（1月24日までの新規陽性者数合計1,470名）



福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・南相馬市の5市で約63%を占める

【参考】

レベル判断の参考とするモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 〔3週間後の 必要病床数〕	入院率	確保病床の 使用率				
本県の現状 (直近1週間) (1/18~1/24)	39.1% 〔 $\frac{287}{734}$ 床〕	(参考) 59.7% 〔 $\frac{438}{734}$ 床〕	28.2% 〔 $\frac{287}{1,016}$ 人〕	4.3% 〔 $\frac{2}{47}$ 床〕	55.42人 〔1,016人〕	6.7% 〔 $\frac{936}{13,995}$ 件〕	(参考) 51.06人 〔936人〕	44.2% 〔 $\frac{414}{936}$ 人〕

※カッコ内は福島県の数値

レベル2の 参考基準	20%以上 (147/734床以上)	(参考) (50%以上) (367/734床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/47床以上)	20人以上 (367人以上)	5%以上	15人以上 (275人以上)	50%以上 ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合
レベル3の 参考基準	50%以上 (367/734床以上)	(参考) (80%以上) (588/734床以上)	(参考) (25%以下) (入院者数/療養者数)	50%以上 (24/47床以上)	30人以上 (550人以上)	(参考) (10%以上)	(参考) (25人以上) (459人以上)	(参考) (50%以上) ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合

レベル1からレベル2への移行基準

→レベル2の指標が1つでも該当する場合にレベル2に引き上げる。

レベル2からレベル3への移行基準

→レベル3の指標が1つでも該当する場合にレベル3に引き上げる。
なお、レベル判断にあたっては、病床のひっ迫具合を重視する。

これらをベースに総合的に判断する。

※予測ツールによる病床数の推計（3週間後の必要病床数）については、国の指標の取り扱いにあわせ、参考指標とした。（令和4年1月14日）

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	1/18~1/24の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 12/25~1/24の 新規陽性者数
1	東京都	60,097	88,952
2	大阪府	42,077	64,001
3	神奈川県	23,506	33,695
4	愛知県	20,284	28,957
5	埼玉県	17,139	25,098
39	福島県	936	1,482
	全国計	318,272	490,527

(単位：人)

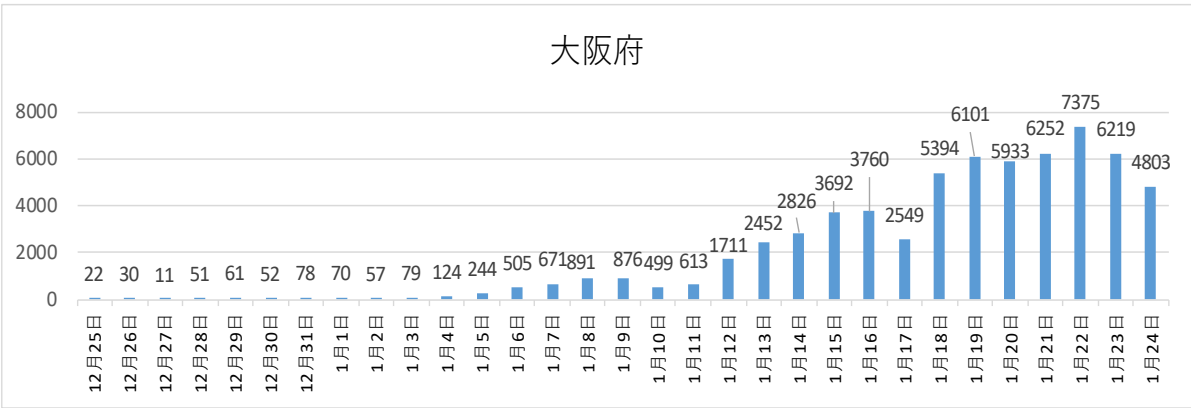
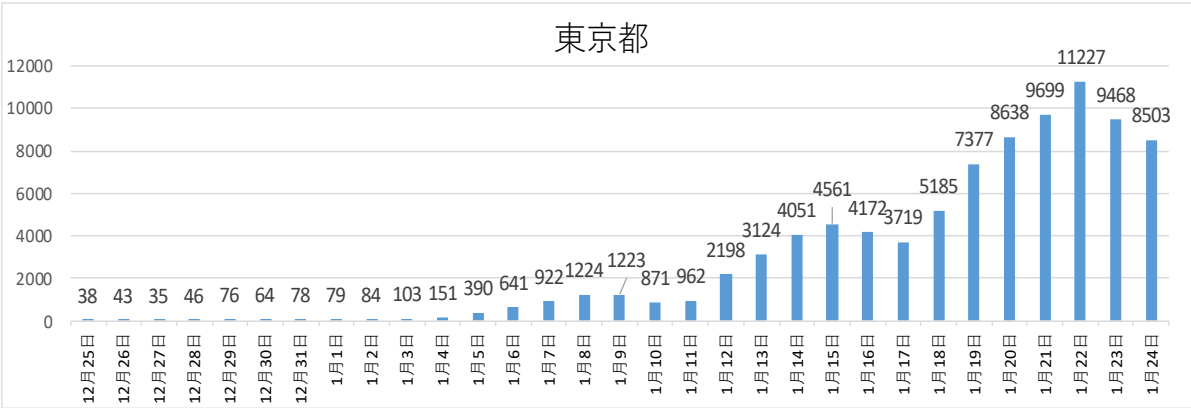
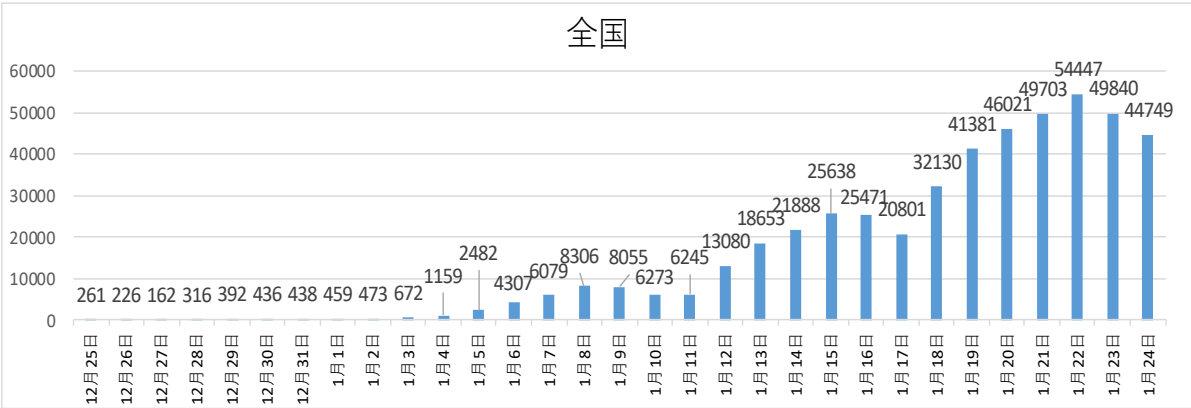
人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	1/18~1/24の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	沖縄県	565.66
2	大阪府	476.11
3	東京都	427.81
4	京都府	351.19
5	広島県	327.11
44	福島県	51.06
	全国	252.30

(単位：人)

まん延防止等重点措置

実施期間	実施区域
令和4年1月9日～令和4年1月31日	広島県、山口県、沖縄県
令和4年1月21日～令和4年2月13日	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県



無料検査の期間の延長について

令和4年1月3日から開始している無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）について、オミクロン株の市中感染が県内でも確認され、感染が拡大していることから、期間を延長します。

1 内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、知事より「感染不安を感じる県民は検査を受けるよう」要請するもの

2 対象地域

福島県全域

3 期間

令和4年2月28日（月）まで ※1月31日までとしていた期間を延長するもの。

4 対象者

ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にあるなどの理由により、感染不安を感じる福島県民（県内に居住実態がある方で、無症状者に限る。）

5 検査場所

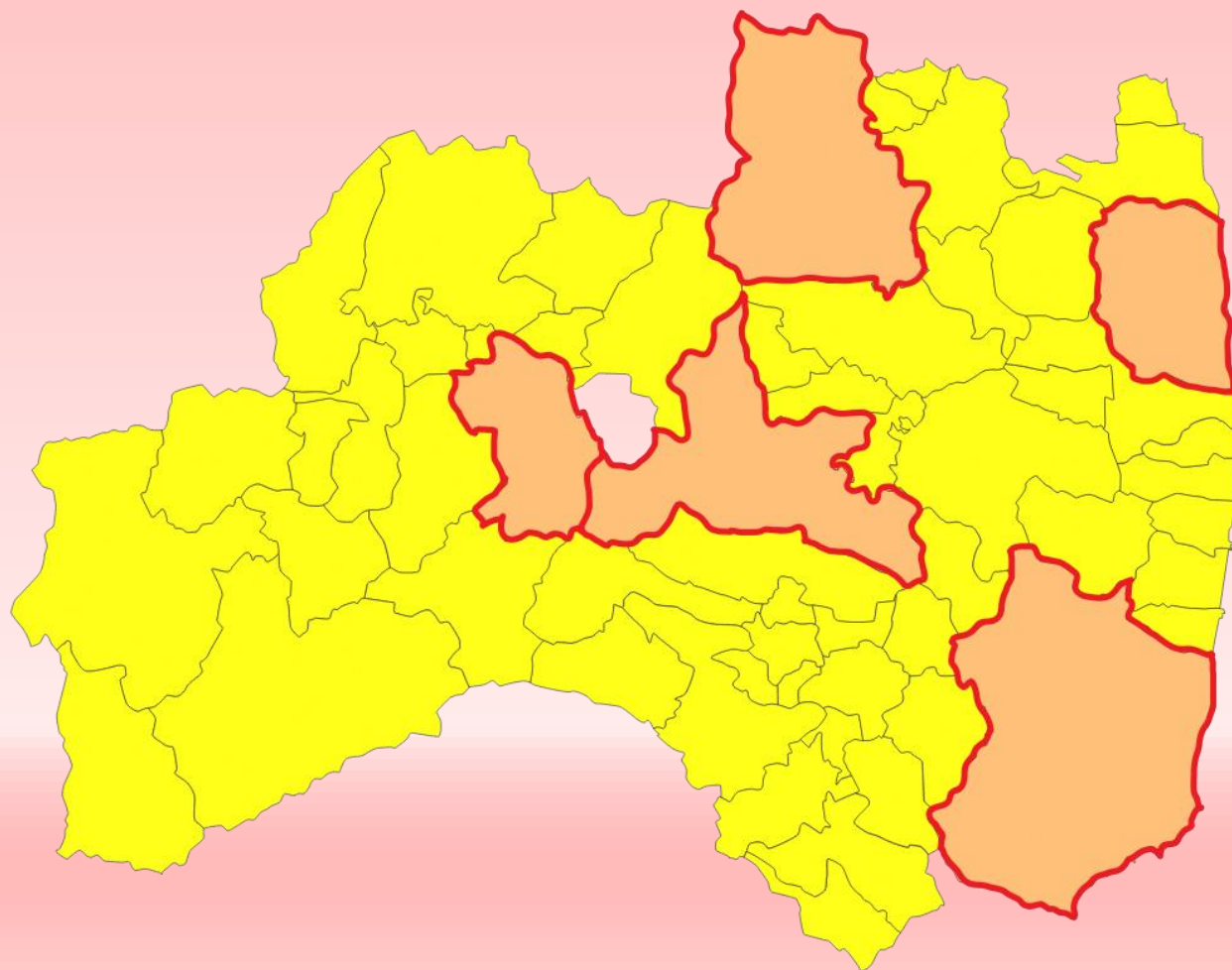
県内135箇所（令和4年2月1日からは162箇所となる予定）の検査実施場所

※ 県ホームページに検査実施場所の一覧を掲載しています。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/v-kpackage1.html>

「まん延防止等重点措置区域」

に福島県が追加適用



重点措置区域

**福島市
会津若松市
郡山市
いわき市
南相馬市**

福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に急激に感染が拡大しており、このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置
区 域	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市 【重点措置を講ずる区域】
期 間	令和4年1月27日(木)～2月20日(日)
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項

令和4年1月25日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

福島市
会津若松市
郡山市
いわき市
南相馬市

- 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない**
ください。 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)

①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない飲食店等への時短要請:5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 感染リスクの高い行動は控えてください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- ・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

- 基本的な感染防止対策を徹底してください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

福島市
会津若松市
郡山市
いわき市
南相馬市

○営業時間の短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。

ふくしま感染防止対策認定店制度の

【認定を受けている飲食店等】次の①か②のいずれかとしてください。

① 営業時間の短縮:5時～21時まで 酒類の提供は20時まで

② 営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供自粛(終日)

【認定を受けていない飲食店等】営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供は自粛(終日)

(特措法第31条の6第1項に基づく要請)

○特措法施行令第5条の5各号に規定される**感染対策を実施**してください。

(特措法第31条の6第1項に基づく要請)

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する

○**同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けて**ください。

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

(特措法第24条第9項に基づく要請)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【上記の要請に協力いただいた場合】協力金を支給

■相談窓口 福島県時短要請コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

多数の方が利用する施設の皆様へのお願い (延床面積1,000㎡超、飲食店等以外)

	内 容
<p>福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 南相馬市</p>	<p>(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)</p> <p>○入場者が密集しないよう、入場時や施設内における適切な距離の確保など整理誘導を行うとともに、入場者の人数管理・人数制限を行ってください。 (特措法第31条6第1項に基づく要請)</p> <p>○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 (特措法第31条6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避ける。 ・手指の消毒設備の設置 ・施設内の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)</p>

多数の方が利用する施設(飲食店等以外)

施設の種類	対象施設の種類
特措法施行令第11条第4号から第13号に規定する施設	劇場、観覧場、映画館または演芸場
	集会場または公会堂
	展示場
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医薬機器その他衛生用品、再生医療等製品またはその他生活に欠くことができない物品を扱う売り場を除く)
	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場
	博物館、美術館または図書館
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話024-521-8644(受付時間9時~17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

	感染防止安全計画を策定し、 県の確認を受けた場合	左記以外の場合
県全域	・人数上限20,000人かつ収容率100% (大声なしが担保されることが前提です)	・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません。

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務やテレワーク、オンライン会議等を活用するとともに、出勤する場合でも時差出勤等を推進するなどにより、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

レベル 2：警戒強化

- 大人数・長時間の飲食は、控えてください



- 県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください

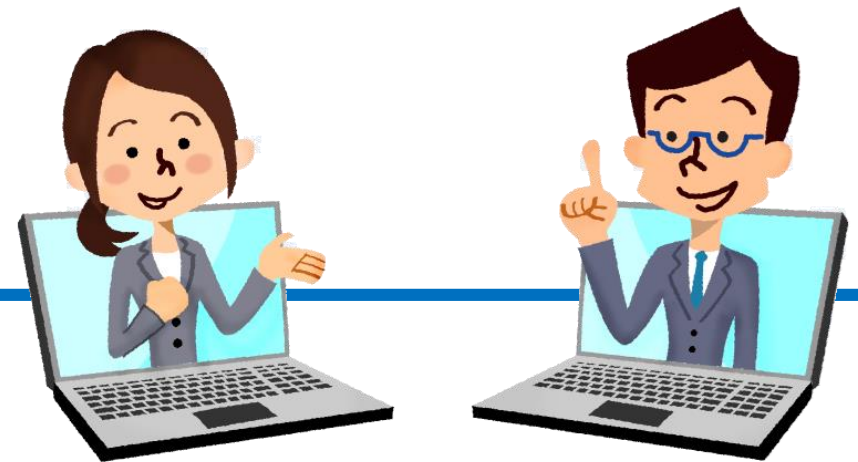
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は避けてください



買い物は、
店が混まない
時間に！

レベル2：警戒強化

事業者の皆様へ



- ローテーション勤務・
時差出勤・在宅勤務（テレワーク）
・オンライン会議等の活用
- 業種別ガイドラインの遵守
- BCP = 事業継続計画の再確認や策定



県民の皆様へお願い

【感染を拡げないために】

咳、のどの痛み、発熱などの症状がある場合には、

登校・出勤等を控え、

かかりつけ医や診療検査医療機関にご相談ください。

福島県 診療検査医療機関

検索🔍

かかりつけ医がない場合や、相談先が分からない場合は、

受診・相談センターにご相談ください。(TEL0120-567-747)

県民の皆様へお願い

【無症状で感染不安を感じる県民の方は】

- ・ 大勢が集まるような**感染リスクが高い場所**に行った
- ・ **久しぶりの人と飲食**等で一緒に過ごした
- ・ 旅行や帰省など、**広域的な移動**をした

などにより、感染の不安を感じる方は、**無料検査**を受けてください。

県内の無料検査実施場所は

福島県 無料検査

検索🔍

感染拡大防止のための基本対策

令和3年11月19日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 一人ひとり **基本的な感染対策**を**徹底**してください。
- 2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。
- 3 **飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。**
- 4 **旅行や帰省等、移動する時は、**
ご自身の体調管理や、移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。
- 5 接種の順番を迎えられた際には、
新型コロナワクチンの接種をお願いします。
- 6 **事業者・施設管理者の方は、感染防止対策を徹底**してください。

〔 イベントは、要件に従った開催にご協力ください。
詳しくは、<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/> 〕

感染拡大防止のための基本対策

令和3年11月19日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり **基本的な感染対策**を徹底してください。



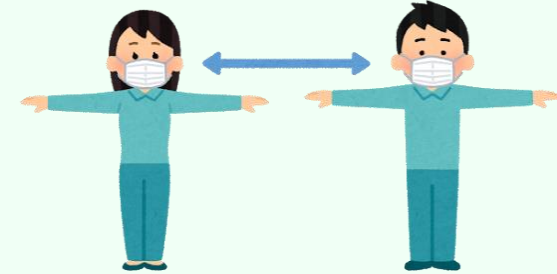
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※**不織布マスクを推奨**



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。



かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は
受診・相談センター(Tel0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q

3

飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください！



密閉・密集・密接

- 例えば・・・
- ×場所の換気が悪い
 - ×狭い場所に大人数
 - ×間隔を取らずに会話



体調不良で 参加

大声やマスク なしでの会話



深酒



- ※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。
- ※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

・感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「ふくしま感染防止対策認定店」

をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5

接種の順番を迎えられた際には、
新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり**に**注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務**や**時差出勤**、**テレワーク**、**オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **業種別ガイドライン**等を遵守願います。
(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- 会場内の消毒や換気 など
- 人と人との距離の確保
- マスク着用の徹底

イベントの開催【11月25日以降に開催されるイベントに適用】

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、「**感染防止安全計画**」を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は「**結果報告書**」を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

施設管理者の皆さまにお願いします

大学・専門学校等

- ・ 感染防止対策について、
学生への周知と注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校

- ・ マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での
感染防止対策をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、
感染防止対策を徹底してください。